



区画整理だより

向洋駅周辺まちづくり事務所発行

ご意見・ご質問を

お寄せください。

電話 286-3123

286-3124

第19号 平成15年11月

審議会ニュース

平成15年10月28日に審議会の委員8名が、東広島市施行の都市計画事業西条駅前土地区画整理事業を視察しました。

まず、西条駅前土地区画整理事務所の職員の方から、事業の概要について説明を受けました。

また、西条駅前土地区画整理審議会の会長を交えて審議会の役割などについて質疑を行い、その後、事業施行中の現地を視察しました。



質疑応答の様子



幹線道路（ブルーパール）



区画道路

第3回審議会開催のお知らせ

開催日時：平成15年11月20日（木曜日）

13:30～

開催場所：向洋駅周辺まちづくり事務所会議室

内容：換地設計基準の概要について

第3回の審議会は公開と決定していますので、傍聴することができます。

傍聴の申し込みは、審議会当日の13:00から受け付けます。

なお、会場の都合により、傍聴できる人数が制限される場合もあります。ご了承ください。

11月16日（日曜日）に
事業相談会を開催します。

場所：向洋駅周辺まちづくり事務所

日時：11月16日（日曜日）朝9時00分～昼12時00分

お仕事の都合などで平日はなかなか来所できない方も多いことと思います。この機会にお気軽にご相談ください。

区画整理だより

これまでに多く寄せられたご質問にお答えします。

○隣の宅地との境界がなかなか決まらない。基準地積はどうなるのか？

お答えします。

町では、広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業施行条例（以下「施行条例」といいます。）第15条で、各宅地の実測地積を「基準地積（皆様の換地を定めるために基準とする従前宅地の各筆の地積）」とすると定めています。

ただし、どうしてもお隣の宅地との境界が確認できない場合は、施行条例の第17条により、お隣の宅地とあわせて実測し、その地積をそれぞれ登記簿に記載してある地積の割合に応じて分けた地積を、それぞれの基準地積とすることとなります。

基準地積は換地地積に直接影響するものです。また個人の財産を守るという視点からも、ぜひ円満に境界を確認していただきたいと考えております。

現在、基準地積の決定に向け、境界立会など、皆様のご協力をいただきながら作業を進めています。

引き続きご協力をお願いします。

○家の改築がしたいが、どうすればよいのか？

お答えします。

土地区画整理事業の施行区域内で、家の改築をする場合、土地区画整理法第76条第1項の規定により、許可が必要です。

事前に向洋駅周辺まちづくり事務所までご相談ください。

そのほか、許可が必要な建築行為等については以下のとおりです。

許可が必要な行為

1. 土地の形質の変更（切土・盛土）。
2. 建築物・工作物（塀・よう壁・車庫等）の新築、増築、改築。
3. 移動が容易でないもの（重さが5トンを超えるもの）の設置、たい積。

向洋駅周辺まちづくり事務所の電話番号が増えました。

これまでの電話番号（082）286-3123 に加え、

新たに（082）286-3124 でも、

まちづくり事務所に電話がつながるようになりました。

事業に関するご意見、ご質問等、お気軽にお寄せください。

